

7 相互貸借便利ノート

「著作権」

文献の相互貸借を行なう際、注意しなくてはならない事柄の一つに「著作権」があります。例えば、私達がふだん何気なく行なっている文献のコピーも、「著作物の複製」に当たり、著作権に関係する行為となります。そこで今回は、著作権とその注意点について取り上げてみました。

◎著作権とは

著作権法では、著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(第2条1項1号)、著作者を「著作物を創作する者」(第2条1項2号)と定義しています。そして、その著作物を保護の対象としているのが著作権で、これは著作権法により保護されています。

◎著作権法

著作権法は、その目的を「著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」(第1条)としています。そして、著作者等の権利を保護する一方で、その権利が文化の発展を阻害することのないように、一部制限して著作物の円滑な利用を図っています。

◎著作権の制限

著作物を利用する場合は、原則として著作権者の許諾を得る必要があります。しかし、特定の場合には、著作権者の許諾を得ずに自由に利用できることがあります。これが著作権の制限で、「私的使用のための複製」(第30

条)や「図書館等での複製」(第31条)はその例です。

①私的使用のための複製(第30条)

個人的に、又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合は、著作物を複製することができます。ただし、会社等の団体の内部で、業務上利用するために複製する場合は、私的使用には該当しないと解釈されています¹⁾。

②図書館等での複製(第31条)

著作権法施行例で定められた図書館では、利用者の求めに応じて、図書館資料の複製を提供することができます。ただし、公表された著作物の「一部分」を「一人につき一部」提供する場合には限られています。この一部分とは、「一著作物の少なくとも半分以下」と解釈されていて、一冊の本を全部コピーすることは許されていません¹⁾。

◎責任の所在

文献複写の申込書には、「著作権に関する一切の責任は申込者が負う」旨の一文が記載されています。これは、「図書室は利用者と文献との単なる仲介者であり、複写に関する責任は利用者にある」という考え方によるものです。しかし、これをもって免責されるものではないという考え方もあるので、注意が必要です²⁾。

◎著作権の保護

①◎表示

この◎マークはCopyrightの頭文字で、一般的には◎(マルシー)表示と言われています。これは、万国著作権条約第3条1項に基づくもので、「◎の記号」、「著作権者名」、「最初

の発行年」の三つを表示しておけば、方式主義の国においても、無方式主義の国の著作物が保護されるというものです。

日本の場合には、自動的に権利が発生する無方式主義を採っているため、国内での著作権の取得や保護のために、©表示をする必要はありません。

②日本複写権センター

著作物を複写するには、著作権法で定められた場合を除き、著作権者の許諾を得る必要があります。しかし、個々の著作権者を探し、許諾を得ることは容易ではありません。そこで、利用者が簡単な手続きで、著作権者の権利を侵害することなく複写を行なえるように、コピーに関する権利を集中的に処理する機構として、「日本複写権センター」が設立されました。


センターでは、著作権者から複写に関わる権利の委託を受け、利用者から複写使用料を

徴収し、著作権者に分配するという業務を行っています。

【参考文献】

- 1) 三山裕三：著作権法詳説第2版、東京布井出版、1997、p. 116-118
- 2) 作花文雄：教師のための著作権法入門、ぎょうせい、1995、p. 108-112
- 3) 日本図書館協会著作権問題委員会：図書館員選書10図書館サービスと著作権、日本図書館協会、1994
- 4) 著作権情報センター、[引用 1999-11-01] Available from Internet:<:URL http://www.cric.or.jp>
- 5) 日本複写権センター、[引用 1999-11-01] Available from Internet:<:URL http://www.jrcc.or.jp>

(文責：春日井泉江)



Since 1946

■鮮度のいい情報を大量にストック

メディカル情報発信基地!

月刊医学情報 医学関連記事を全国21紙より抜粋(年間購読料22,000円)

- TOKYO ☎ (03) 3294-0021
- YOKOHAMA ☎ (045) 243-0181
- KANAZAWA ☎ (0762) 64-0791
- SHIGA-IDAII ☎ (0775) 48-2091
- TOYOAKE ☎ (0562) 93-1821
- KYOTO ☎ (075) 761-2181
- MORIGUCHI ☎ (06) 6992-1051
- TAKATSUBUKI ☎ (0726) 83-1161
- KINDAI ☎ (0723) 66-0221
- WAKAYAMA ☎ (0734) 33-4751



科 厚 生 社 本社 〒530-0003 大阪市北区堂島3-2-7 ☎ (06) 6451-3711 Fax.(06) 6452-5080